別添

附則

１　受注者は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）附則第16条において準用する第７条第１項の規定の適用を受ける場合には、同条第４項の規定に基づく発注者への通知について、受注者は完成前又は各年度出来高検査請求前に旧税率の適用を受けた対価の額を確定し、発注者に通知するものとする。

２　前項の場合において、当該通知の対価の額に110分の２を乗じて得た額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）について、減額の変更契約を行うものとする。

３　前項に規定する額の算定に当たっては、以下の式により行うものとする。

X＝C×２／110

X：附則第２項に規定する額

C：消費税法改正法附則第７条第４項の規定に基づき、受注者が発注者に対し書面により通知した額